

付審判決定に関する会長声明

2009年3月3日に、佐賀地方裁判所は、佐賀署の警察官1名につき、特別公務員暴行陵虐罪（刑法195条1項）で佐賀地方裁判所の審判に付する旨の決定を行った。

本決定の対象となった事件は、2007年9月25日の夕方に、知的障害者の安永健太さん（当時25歳）が、佐賀市内の国道で、自転車走行中に蛇行運転したとして、佐賀署の警察官に追跡され、交通事故を起こして、路上で5名の警察官に取り押さえられている最中に心肺停止により死亡した事件である。

安永さんの遺族は、2008年1月に上記事件について、取り押さえ等の一連の暴行行為に関与したとされる佐賀署の警察官を、氏名不詳のまま特別公務員暴行陵虐致死被疑事件として、佐賀地方検察庁に告訴していたが、佐賀地検が不起訴処分にしたことを不満として今回の付審判請求を行っていた。

安永健太さんの遺族は、わずかの会話を通じて知的障害者とわかる安永さんに対して、社会的弱者に対する格別の配慮もないまま、佐賀署の警察官らのいきすぎた暴行行為があり、その暴行行為が安永さんの死亡原因となったことを裁判で明らかにしたいと強く希望している。

全国的に裁判所に付審判請求される例は少なくないが、現実に裁判所による付審判決定は極めて希で、統計上は請求のわずか0.07%にとどまっている。

通常、刑事裁判手続きは検察官の起訴により始まるが、付審判請求に対する裁判所の付審判決定は、例外的に起訴と同じ効力を持ち、決定後は、裁判所が検察官役を務める弁護士を選任し、その後は通常の刑事手続きと同様の審理となる。

今回の決定については、佐賀地方裁判所の判断に一定の評価はできるものの、一方で佐賀署の警察官5名に対する付審判請求のうち、1名のみについての付審判決定であり、残りの4名については付審判請求棄却となった。職務を逸脱した公権力の濫用から一般市民の権利を守るというため、また捜査機関と同じ機能を持つ立場同士で起訴しにくい検察官の立場を補完する法の趣旨からは、本決定は物足りない感も否めない。

また付審判請求は致死まで含んだ罪名であったのに対して、決定の罪名は特別公務員暴行陵虐にとどまっている点も同様である。

本件の付審判請求は、一般市民の死亡という重大な結果をもたらした警察の捜査に対する全容の解明を希望した事案であり、請求対象者5名全員を審判に付したうえで、特別公務員暴行陵虐致死の被疑事実として、事案の解明をはかる判断があっても良かったのではないかと思われる。

2009年(平成21年)3月4日

佐賀県弁護士会会長 浜田 愼